

平成 18 年度第 1 回府中市国民保護協議会幹事会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 18 年 9 月 14 日（木）午後 2 時 30 分～3 時 40 分
- 2 開催場所 府中市役所北庁舎第 3 会議室
- 3 出席幹事・委員
大野明議長、青木文男幹事、大山和男幹事、上條昭夫幹事、川崎信明幹事、川村隆男幹事、岸彰幹事（代理 松島徹氏）、木下真二幹事、杉田信一委員、杉田廣己幹事、関根昌一幹事、高島想幹事、田添幸久幹事、中村久吉幹事、中山幾雄幹事、野岡富昭幹事、野島健也幹事、萩原哲男幹事、長谷川昌伸幹事、三ヶ尻秀男幹事、本村克彦幹事、山上義人委員、山岸則夫幹事、結城邦夫幹事（21 名）
- 4 欠席幹事 村井徳明幹事、山本武幹事（2 名）
- 5 事務局 石阪防災課長、萩原課長補佐、都丸係長、大木主任
- 6 議題 (1)市民意見等について
(2)今後の計画について
- 7 公開・非公開の別
公開（傍聴者の数 0 人）

《審議会内容（要旨）》

事務局 皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、国民保護計画を担当しております防災課長の石阪と申します。議事に入るまでの間、進行を努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、委嘱状の伝達でございますが、本来なら市長から幹事の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の制約もございますので、皆様の前に、委嘱状を置かせていただいております。これをもって、委嘱状の伝達に代えさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。なお、本幹事会には、府中市国民保護協議会運営規程第 6 条第 2 項に基づく、協議会の委員のうちから会長が指名する方として、京王電鉄バス株式会社の杉田委員と府中市自治会連合会の山上委員にご出席していただいております。よろしくお願いいたします。それでは、最初に大野環境安全部長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

大野環境安全部長 このたび、皆様には国民保護協議会の幹事をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、委員の方 2 名も本日はお忙しい中、府中市国民保護協議会幹事会にご出席いただきまして誠に

ありがとうございます。

本幹事会は、平成16年9月に施行されました「国民保護法」に基づく協議会を補佐する幹事会でございます。武力攻撃事態等が起きた際、国から国民保護対策本部を設置するよう指定された場合には、府中市国民保護対策本部を設置し、府中市国民保護計画に基づき、市民の避難誘導等の「国民の保護のための措置」を実施しなければならないものでございます。府中市におきましても、昨年12月の市議会定例会におきまして、国民保護関係条例を検討いただき、施行したところでございます。現在、2回の協議会を開催し、保護計画素案を公表、パブリックコメントを募集したところでございます。どうか幹事の皆様におかれましては、本幹事会におきまして、活発なご意見、ご検討いただきたくお願いを申し上げる次第でございます。本日の幹事会が、建設的な意義をしまして、身のあるものになるよう皆様のご協力をよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、初めての幹事会でございますので、自己紹介をしていただきたいと思います。お手元の府中市国民保護協議会幹事名簿をご覧くださいながら、野岡企画課長から順番にひとつ自己紹介のほどよろしくお願い致します。

(幹事、委員の自己紹介)

事務局 それでは以上を持ちまして、自己紹介を終わらせていただきます。それでは、私どもの職員を紹介させていただきます。

(職員の紹介)

事務局 それでは、本幹事会の議長でございますが、府中市国民保護協議会運営規程第6条第3項により、議長は府中市環境安全部長が務めることに定められておりますので、以後の進行は議長である大野環境安全部長にお願いいたします。なお、府中市では、府中市情報公開条例第32条第1項の規定により附属機関等の会議は公開を原則としておりますのでよろしくお願いいたします。なお、本日傍聴の申し出はございません。それでは議長よろしくお願いいたします。

大野議長 それでは、議長として進行させていただきますので、よろしくお願い致します。それでは、幹事会の次第でございます3の議事を進行させていただきますと思います。まず最初に(1)の「市民意見等について」で

すが、説明につきまして事務局からお願いいたします。

(事務局が資料を確認し、説明)

事務局 以上文言修正まで細かく説明しましたが、大きな修正はなく、表現の修正が多くなっております。また、次回第3回の国民保護協議会でもこの修正の提案をいたしましてお諮りしたいと思います。よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

大野議長 資料1の説明が終わりました。これは本協議会委員等事務局案も含めましての修正でございます。これに関しまして何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(意見、質問なし)

大野議長 それでは、次に行かせていただきます。次に「資料2 府中市国民保護計画素案に寄せられた市民等のご意見」について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局が説明)

大野議長 ただいま、事務局で5人の市民の方からの意見を朗読したわけでございますけれど、これに関しまして、何かご意見等ございましたらお願いします。

素案のいろいろな意見の中で、この素案の周知が良くないとの意見もありましたが、これについて何か考え方ありましたら、お願いします。

事務局 先程、若干触れましたけれど、素案につきましては、リーフレットを含めて市防災課窓口、各文化センター、市政情報センター、中央図書館で閲覧を可能としたほか、市民からの貸し出しの要望があったため、増刷して8月3日から防災課窓口で素案の貸し出しを希望者に対して行ってきました。また、この広報につきましては、広報媒体である「広報ふちゅう」、紙ベースで新聞折り込みですね、それからホームページ並びにケーブルテレビの活用のほか、リーフレットを作成しまして、自主防災組織の連絡会議委員にお配りしたほか、消防団本団会議等にて説明をして、広く広報したという認識をしております。また、これらの広報活動につきまして、市民からの意見募集期間、あるいは素案の公表、その他私どもの取り組みにつきましては、他の区市町村と比べても劣っているというふう

には考えておりません。なお、本市における今までの他のさまざまな計画案についてのパブリックコメントを求める募集方法と比べましても、より十分な対応を講じていると認識しております。ただ、パブリックコメントが8月25日時点で0件というのは、やはりこれは重い事実でございますので、国民保護という中身自体が非常に市民から意見を出しにくいものであったとは思いますが、さらにホームページ等の仕組みだとか、そういったことも検討していく必要があるかと考えております。

大野議長 はい、ありがとうございます。広報、ホームページに掲載して、可能な限りPRをしたということでございます。これからもさらにPRに努めていきたいという意見でございますので、よろしくお願ひします。それから個人情報の公開についての件も出ておりましたけれど、これにつきまして市の考え方として広報課長何かございますか。

関根幹事 はい、個人情報の関係でございますが、市民の方からのご意見で、パブリックコメントの2番目、7ページの方に個人情報保護に関する意見が出ております。1つは、「国籍を問わず、すべての市民の保護を」というコメントが出ていますが、個人情報保護法でも、府中市個人情報の保護に関する条例でも、外国籍の方を特に分けて対応してはございませんので、含むという形で対応するようになると思います。それともう1つ、「有事における、自衛隊が云々」というところの、個人情報の照会とか情報の提供でございますが、こちらの方は、あまり想定できないところではないかと思うのですが、府中市の個人情報の保護に関する条例では、個人情報を外部に提供できる場合というのは、第14条に規定されておまして、個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき以外は出せないこととなっております。もう1つは、本日は、自治連の山上会長がお見えですが、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いて、特に必要な場合に限って出せることになっておりますので、ちょっとこの方が言われていることは、そうとはいえないところがあると思います。

大野議長 ありがとうございます。個人情報の関係につきましては、整備をされて対応できるということですね。はい、ありがとうございます。それから、いろいろな意見が出ておまして、特に警察、自衛隊に関する意見が出ております。これにつきまして、府中警察署の本村警備課長さん何かございましたらお願いします。

本村幹事 例えば、テロ犯人を、権力の根拠になるのではないかという書き方、捉え方をするのですが、それは具体的な犯罪があつて、それを取り締まる法律がないのですね、実際根拠になりませんので、それで照会し

ているようなことはありません。私の方からは以上です。

大野議長 意見に書いてあります、そういうことは該当しませんということなのでございます。それから、また自衛隊関係の意見もいろいろと載っておりますので、府中基地の川村企画科長さん、何かございましたらお願いいたします。

川村幹事 自衛隊の方から4点あります。まず1点目、2ページ、先程警察の方からもありましたが、いわゆる権力の拡大解釈という件でありますけれど、自衛隊もなにぶん法律、いわゆる自衛隊法、武力攻撃事態法、国民保護法との法令に基づき、こういたしますので、その計画を拡大解釈するということはありません。2点目でありますけれど、5ページ目の、まあ、上から7行目ぐらいの東京新聞に例をとって、例えば、自衛隊と米軍にとって一番邪魔なのが国民、こういった記述がありますけれど、ここに書いてある記述については誤解に基づくものであります。また、真ん中あたりに自衛隊の任務は国民の保護ではないという陸自幹部の発言といった記述がありますけれど、本人が言ったかどうかの真偽はともかく、自衛隊、防衛庁の国民保護の基本方針としまして、自衛隊は、武力攻撃事態において、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、これに支障のない範囲で、可能な限り、国民保護活動を実施する。ですから、全力でまず武力攻撃の排除を実施すると言ったところを、こういうふうに国民の方を自衛隊は向いていないと誤解されたものと思います。次、3点目でありますけれど、6ページ(3)自衛隊基地・米軍基地攻撃対処のシナリオを伏せたまま住民の保護は可能かといったことで、府中基地の被害想定シュミレーションがあるのかときいた記述なのですけれど、特に府中基地に限定した攻撃に対するシナリオというものはありません。ですから、特に出すことはできません。第4点目でありますけれど、7ページ目、個人情報保護の要求ということでもありますけれど、自衛隊が特定の個人情報を求めるということはありません。自衛隊の方からは以上です。

大野議長 ありがとうございます。では、4点ほどお話がございましたが、これにつきましては、法に基づく行動をとる、それ以外の行動はあり得ないといったこととございますね。それから5ページにあります、いろいろ云々と書いてあるのは、これは誤解に等しいだろうということで、飽くまでも攻撃の排除ということを中心としているということとございますね。そういったことで、あと情報公開、先程お話がありましたように、自衛隊から求めることはないということで、やはり、国民保護法につきましても、今お話になっていることに基づきまして、今後素案を作成していきたいという考えなので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。その他、

何かご質問等ご意見ございましたら、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、先程皆様から、ご意見等いただきましたので、それを踏まえまして、第3回の保護協議会に素案の修正案を諮らせていただきたいと思っております。

次に議題の(2)の「今後の計画」ですけれど、事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

大野議長 資料(3)の説明が終わりましたけれど、これに関してまして何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

大野議長 よろしいですか。このような日程で今後進めさせていただきたいと思えます。それでは、本日いただきましたご意見等につきましては、今後作成いたします原案に反映いたしまして、10月16日に行われます第3回国民保護協議会に提出したいというふうに思っております。その他、お気づきのことがございましたら、後日でも結構ですので事務局までお寄せいただきたいというふうに思えます。その他、事務局で何かあればお願いいたします。

事務局 私どもからは特にございません。

大野議長 それでは、皆様、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。いろんなご意見等もございいますので、10月16日の国民保護協議会の方に提出させていただきたいと思えます。今後、皆様のお力添えをいただいて、この計画が作成できますよう、よろしく願いいたします。本日の府中市国民保護協議会幹事会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。